

中野区教育委員会会議録

平成27年第27回定例会

平成27年10月30日

中野区教育委員会

平成27年第27回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年10月30日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午後2時30分

○場所

中野区立桃園第二小学校

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（特別支援教育等連携担当） 永田 純一

教育委員会事務局副参事（就学前教育連携担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（幼児施策調整担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

中野区立桃園第二小学校校長 柳沢 晶子

中野区立第三中学校校長 齊藤 久

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

19人

○議題

1 議決事件

(1) 第54号議案 中野区立図書館指定管理者の決定手続について

(2) 第55号議案 中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の決定手続について

(3) 第56号議案 中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について

(4) 第57号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

2 協議事項

(1) 子どもたちに情報モラルを身に付けさせるために（指導室長）

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 10月16日 緑野中学校訪問

② 10月24日 第53回中野区立小中学校特別支援学級連合運動会

③ 10月28日 第59回中野区立小学校連合運動会

(2) 事務局報告

① 第三中学校・第十中学校統合新校改築にかかる基本構想・基本計画策定支援業
務委託について（学校再編担当）

4 その他

① 桃園第二小学校訪問

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

皆さん、おはようございます。

ただいまから教育委員会第27回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日の協議事項、「子どもたちに情報モラルを身に付けさせるために」に関連して、中野区立第三中学校、齊藤校長、中野区立桃園第二小学校、柳沢校長に出席を求めていますので、ご承知おきください。

さて、本日開催いたします地域での教育委員会は、中野区において開かれた教育行政を一層推進するために、区役所以外の場所に会場を移して開催しているもので、本日で28回目の開催となります。

会議の進行につきましては通常の教育委員会と同じように進めてまいりますが、本日の協議事項、「子どもたちに情報モラルを身に付けさせるために」の協議の途中で会議を一旦休憩し、協議テーマに関連して傍聴の方のご意見を聴く時間を設けたいと思います。その後、会議を再開し、いただいたご意見も参考にしながら引き続き協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日の議事終了後は、桃園第二小学校の授業視察を予定しております。

傍聴の方につきましては、報告事項の終了後にご退場となりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第54号議案、「中野区立図書館指定管理者の決定手続について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第54号議案、「中野区立図書館指定管理者の決定手続」につきまして提案理

由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、議案書の下の方に書かせていただいておりますが、区長に対しまして、中野区立図書館指定管理者の指定について区議会への議案の提出手続を依頼する必要があるというものでございます。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただきたいと存じます。

指定の内容でございますが、まず、「記」以下の施設の名称でございます。

中野区立中央図書館ほか、本町、野方、南台、鷺宮、東中野、江古田、上高田、以上、区立全8館について指定管理者による運営を行うものでございます。

指定管理者でございますが、2に記載のとおりでございます。中野区弥生町二丁目8番15号、ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間という内容でございます。

なお、選定の経過等につきましては、前回、第26回定例会におきましてご報告させていただきましたので、省略をさせていただきます。

提案の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田辺教育長

それでは、上程中の議案につきましてご質疑等ございましたらお願いいたします。

田中委員

この指定管理者は従前と継続ということを前回伺って、少しずつ利用者も増えているという報告をいただいておりますけれども、この図書館と地域の小・中学校の図書室との連携、その辺は具体的にはどのようなものがあるか教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

各学校との交流事業ということでは、共同の研修を行いまして資質の向上を高めたり、また、一つ100単位でありますとか、そういった図書について、各学校の図書館のお求めに応じまして、団体貸出しと申しておりますけれども、貸し出したりということで、様々な連携事業を実施しております。また、区立図書館のご見学に児童・生徒の方においでいただいたり、中学校などにおきましては職場体験として、実際の仕事なども体験していただくというようなことも実施しているところでございます。

田辺教育長

ほかにご発言はございませんか。

小林委員

この指定管理者は継続ということですが、これまで区民や各学校からの反応というか、その辺のところ、また何か課題等がありましたらお話しいただければありがたいと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

これまでも各年度の節目におきまして、教育委員会にも利用実績等を報告させていただきました。現在のところ、概ね良好な運営をされているというふう認識しているところでございます。サービスにつきましては、今後も指定管理者と十分情報連絡をとりながらなお一層の向上を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

一応確認なのですが、プロポーザル方式とか、どういう形で決定に至ったのかということをお最初に伺いたいのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

公募によりますプロポーザル方式ということで事業者のご提案をいただきまして、選定委員会という会議を開きまして、書類審査でありますとか、面接審査を行ってまいりました。また、外部の専門家によります財務診断なども行いまして、総合的に決定をさせていただいたところでございます。

渡邊委員

何者のエントリーがございましたか。

副参事（子ども教育経営担当）

今回、2事業体ということでございます。

渡邊委員

現在の指定管理者で継続ということなんですけれども、今回、エントリーするときに、こういうことをやろうとか、新しい提案みたいなものはそのときに示されたのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

より一層のサービス向上のために、新たな事業についてもいろいろ提案をされております。今後、新たな魅力的な事業展開ということでは、指定管理者とも十分話し合いながら

取り入れていきたいと考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 54 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件、第 55 号議案、「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の決定手続について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第 55 号議案、中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の決定手続について、説明いたします。

本議案の提案理由は、区長に中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の指定について、区議会への議案の提出手続を依頼する必要があるためでございます。

議案の裏面をごらんください。

議案の内容といたしましては、施設の名称、指定管理者、指定の期間についてでございます。

施設の名称は中野区軽井沢少年自然の家、指定管理者は株式会社旺栄、こちらは現在の指定管理者でございます。指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

選定の経過等につきましては前回の教育委員会定例会でご報告しておりますので、省略をさせていただきます。

議決がいただけたら、区議会の第 4 回定例会へ議案の提出手続を行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

ご質疑等ございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 55 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件、第 56 号議案、「中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第 56 号議案、中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について、説明をいたします。

本議案の提案理由は、中野区立教育センターの使用料を改定する必要があるためでございます。改正の内容につきましては、次の資料をごらんください。

教育センターにつきましては、施設改修に伴いまして、目的外使用の対象となる施設が変更となるため、使用料の額の設定が必要となります。

目的外使用の対象となるのは、改修前の 4 室から改修後は研修室 A、B、C の 3 室となります。

使用料は、研修室 A については午前、午前 9 時から正午までが 1,500 円、午後、午後 1 時から午後 5 時までが 2,000 円、研修室 B については午前が 1,200 円、午後が 1,500 円、研修室 C については午前が 500 円、午後が 700 円となります。

条例の改正内容につきましては、資料裏面の新旧対照表をごらんください。

表の右側が現行、左側が改正後となります。

教育センターの目的外使用料につきましては、別表の 11 の表に記載をしております。これをただいま説明しました部屋ごとに、表に記載の額に規定するものでございます。

この条例の施行の日は平成 28 年 1 月 1 日でございますが、新たな部屋の目的外使用の開始は平成 28 年 1 月 21 日を予定しております。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

今回、改定前に比べると値段が随分上がっていますが、これについてはどうしてこの額になったのかということをやっと教えていただきたいと思います。

副参事（学校教育担当）

この使用料の額の設定につきましては、中野区の使用料の考え方に基づいて算定をしております。所要経費、部屋の面積割合、そういったことから算定をしているものですが、今回金額が高くなったように見えますが、部屋が今までよりも広くなった部分について算定した結果、この金額になったということでございます。したがって、単位面積当たりの値段につきましては改定前と変わらないということです。

渡邊委員

今回は目的外使用ということですが、いろいろと区民はこういった研修室を使うことが多いかと思いますが、今までよりも部屋数が減ったということで、利用するに当たっての部屋数は十分なのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

この目的外使用ですが、改修前、4室ございましたけれども、4室合わせまして年間通して150件ほどの貸出し件数でございました。したがって、今回、3部屋用意してありますので、その中で十分賄っていけると考えてございます。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。

田中委員

今の話に関連してなのですが、これまでの4部屋が3部屋になったということで、目的外使用ではなくて、本来の目的で使用する場合に、少なくなったということが不備になるようなことはないのでしょうか。むしろ部屋が広くなったということのほうが使いやすいという状況なのではないでしょうか。

副参事（学校教育担当）

今回3室にしたのは、貸し出す部屋が3室だということでございます。今回の改修につきましては、教育センターの機能を充実するということがございますので、本来の目的に使う部屋が減ったということではございません。そちらのほうは十分に施設を確保してお

りますので、影響がないと考えております。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。

小林委員

公益等の目的で使う場合の減免の措置はどういうような状況になっているか教えていただければと思います。

副参事（学校教育担当）

使用料の減免につきましては教育センターだけではなく、中野区の施設全体に当てはまることですが、公益目的で使う場合や、公益団体等が使う場合、そういったことについて統一して減免の基準を設けております。それに従いまして、公益目的等の利用については減免をしているということになります。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご質疑等ございますか。

ございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 56 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件、第 57 号議案、「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第 57 号議案、中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について、説明をいたします。

この議案の提案理由は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、地方公務員等共済組合法等の改正に伴う規定の整備を行う必要があるということでございます。

改正の内容につきましては、次の資料で説明をいたしますので、そちらをごらんください。

この条例は、中野区立の小・中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額、そして支給方法などの必要事項を定めております。

今回の改正は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者一元化法の施行による地方公務員等共済組合法などの改正に伴いまして規定を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、被用者一元化法の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、一部の文言について表現の適正化を図るものです。

改正の詳細につきましては、新旧対照表で説明をいたします。A 4 横の資料になります。

表の左側が改正案、右側が現行の条文でございます。

まず、1 ページ、第 1 条から第 29 条の本則ですけれども、こちらについては改正はございません。

改正をするのは附則第 4 条の第 7 項になります。表の下から 3 分の 1 くらいの部分です。改正部分には下線を引いております。児童扶養手当法の引用条文を改めております。

次に、2 ページです。

附則第 5 条の第 5 項、こちらも児童扶養手当法の引用条文を改めております。

次に、附則第 8 条、2 ページの中ほどから 6 ページにかけての規定の表でございます。

被用者一元化法の施行に伴いまして規定を改めるとともに、一部の文言について表現の適正化を図っております。このうち附則第 8 条の第 1 項、第 2 項、こちらは傷病補償、障害補償、遺族補償について、年金としての支給をする場合において、他の法律による年金の給付があるときの調整規定でございます。

附則の第 8 条第 3 項、第 4 項、こちらは休業補償について、他の法律による年金の給付がある場合の調整規定でございます。

次に、附則でございます。8 ページをごらんください。最後のページになります。

この条例は、公布の日から施行し、被用者一元化法の施行に伴う改正については、被用者一元化法が施行される平成 27 年 10 月 1 日にさかのぼって適用するものでございます。

前の資料のほうにお戻りください。5 の実施時期でございます。

ただいま新旧対照表で説明しましたとおり、公布の日から施行をして、附則第 8 条の改正については平成 27 年 10 月 1 日から適用いたします。

説明は以上でございます。

田辺教育長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 57 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項に移ります。

「子どもたちに情報モラルを身に付けさせるために」について協議を行います。

教育委員会では、独自に児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況についての調査を行いました。その結果や学校での情報モラル教育の取組などのご報告をいただいた後、協議を進めたいと思います。

初めに、指導室長から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、今、教育長からご説明のありました調査結果について私から報告をさせていただきます。

資料をごらんください。

表紙をおめくりいただきまして、1 ページをごらんください。

初めに、趣旨でございますが、生活指導上の問題の未然防止や早期発見・早期対応を講ずる資料とするものです。

実施対象は、小学校 4 年生から中学校 3 年生までとなります。

実施日は、平成 27 年 6 月です。

それでは、調査結果の概要を資料をもとに説明させていただきます。2 ページをごらんください。

自分専用の携帯電話、スマートフォン、通信機能付きの携帯ゲームの所持率ですが、一番左側の表に小学校の集計を上段、中学校の集計を下段で円グラフで示させていただいております。小学校、中学校とも、それらの機器については約 8 割の児童・生徒が所持して

いるという回答でございます。

これと関連しまして、ページをおめくりいただき、4ページをごらんください。

問1-3ですが、子どもたちの持っている機器についてです。こちらは複数回答となっておりますが、小学生ではごらんのように通信機能付き携帯ゲームが43%ということで、わずかではございますが、所持率が高くなっております。中学校ではスマートフォンが半分を占めてございます。このような形で、小学生と中学生ではその所持の状況が大きく変わっているところでございます。

それでは、ページが戻りまして、3ページをごらんください。

子どもたちの所持している機器について、フィルタリングや課金制のツールに対する規制であるパレンタルロックはかけられているかという質問に対して子どもたちは、小学生では「はい」が44%、中学生では「はい」が49%ということで、半数弱の子どもたちが認識しておりますが、それ以外の児童・生徒については十分な認識がされていないという現状がでございます。

5ページをごらんください。

そのようなことも踏まえまして、携帯電話等で家族のルールがあるかという問いでございます。小学生では70%が「ある」、中学生では約60%が「ある」でございますが、逆に申しますと、小学生では30%、中学生では40%が特にルールは決めていない、もしくは決めていても認識がないということでございます。

続いて、6ページをごらんください。

そのルールを守っているかという問いでございます。小学生では80%、中学生では70%の子どもたちが肯定的な回答をしてございます。

続いて、7ページをごらんください。

この問3、7ページ以降は、インターネット等にかかわる危険性について問う内容でございます。

知らない人との会話やメッセージのやり取りにつきましては、小学生の約20%が「ある」、中学生の約40%が「ある」という回答をしてございます。

また、トラブルの原因となりがちなプロフィールやブログなどの作成や公開をしているかという問いにつきましては、小学生の20%、中学生でも約30%がそういう経験があるという答えをしてございます。

そんな中で、9ページでございますが、具体的に友達とのトラブルという視点で、9ペー

ジの間5、悪口を書き込んだり送ったりしたことがあるか、合わせて10ページの間6、反対に送られたりしたことはあるかという問いについては、小学生では4%~7%、中学生でも12%~16%がそのような経験があるというような回答でございます。

続きまして、11ページ、具体的に悪口だけにとどまらず、トラブルもしくはけんかのよ
うな形に発展したケースがあるかということに対しては、小学生では3%、中学生では10%
です。これを調査母数で合わせますと、区内で100名近い小学生と250名近い中学生が何
らかのトラブルに遭っているということでございます。

12ページは、トラブルに遭ったときの相談相手について示させていただいたものでござ
います。

小学生では、誰にも話していないというのが34%ということ、中学生でも17%の子ども
たちが誰にも話していないなど、トラブルの対処についても課題が見受けられるような結
果が出てきてございます。

このような調査を踏まえまして、既に学校にはこの調査結果を周知しているところで、
各学校とも情報モラル教育は推進していただいているところでございます。その詳細につ
きましてはこの後報告をいただくことになるかと思いますが、教育委員会といたしまし
ても学校との連携、関係機関との連携、それから家庭への啓発について今後検討してまい
りたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

田辺教育長

続きまして、第三中学校からのご報告をお願いいたします。

第三中学校校長

三中の齊藤でございます。資料の最後のほうに、A4、1枚のものを準備いたしました。
今、指導室長からの区のアンケートの報告にもございましたけれども、三中の携帯事情で
す。「通信機器を持っているか」、これは昨年度行った調査でございますが、1年生に関し
ては約80%、通信機器を所持している結果になっております。2年生は95%、3年生は
85%程度通信機器を所持しているということになっております。

右側の下ですけれども、保護者が子どもの通信機器の使用で困っていて不安なこととし
て、家庭で決められたルールを守らない、夜遅くまで使用しているため睡眠不足になっ
ている、情報収集のためというふうに、インターネット等を学習に使っていると子ども自身
は言っているけれども、本当に勉強しているか疑問であるというような保護者の声が寄せ

られております。

このような時代背景から、三中ではいろいろな取組をしていますので、それも紹介いたします。

S N Sのルールづくりに今年度取り組みました。6月13日土曜日の学校公開の日に、東京都ファミリールール事務局というところから講師を派遣していただいて、講師の方は元携帯電話の会社に勤めていた方などです。そういった方に来ていただいて、学校独自のルールづくりという取組をいたしました。

3時間で行いまして、1時間目には、講師の方からS N Sの使用によっていろいろなトラブルに巻き込まれてしまったという事例を3事例ほど、映像などを使って紹介してもらいました。

1事例といたしましては、既読とブロックの問題の事例でございました。これは、無料通信アプリのL I N Eを使用している方はイメージができると思うんですけども、いつまでも既読されていないので無視されてしまっていると思った女子生徒が、無視した相手に学校で「無視しないでよ」というようなことを言ったところ、今度はブロックをされてグループの仲間からも外されてしまったという事例でございました。

二つ目の事例は、書き込みサイトにおける短文の誤解という事例を紹介していただきました。友達が新しい服を買って着ている投稿された写真を見て、「〇〇さんの服、めっちゃかわいくない」と、かわいいという気持ちで「かわいくない」と文字で打ったところ、相手からはかわいくないというふうに捉えられて、その後、トラブルになったという事例でございました。

三事例目は、動画サイトへ本人の許可なく掲載した問題の事例でございました。学校でドッキリを仕掛けて、その驚いた様子をおもしろ動画サイトへ掲載して喜んでいたという事例ですけども、友達から投稿した人自身が突きとめられて大変になったり、学校にクレームが来たり、無断で撮った本人から訴えられたりして今大変なことが起きているよというふうに言われて、それは大変だということですぐ削除をしようとしたのですが、I Dやパスワードを忘れてしまい、削除ができずに困ってしまったという事例でございました。

そういった事例を受けて、2時間目は各クラスごとに事務局からコーディネーターの方に入っていただき、班活動などの話し合い活動を通して、こういったことに巻き込まれないためには、自分たちでどのようなルールをつくったらいいだろうかということで話し合いをいたしました。3時間目は、学年ごとに班で話し合った内容を発表し合って、共通のルー

ルとしてコーディネーターの方にいろいろと話し合いの中のまとめをしていただきながらルールをつくったということでございます。

ネットばかりに頼るのではなくて、トラブルは直接会って解決するとか、映像や画像は本人、家族に許可を得てから投稿するとか、IDやパスワードはメモしておくとか、使用する時間は午後8時までにするとか、9時までにするとか、そういう約束ごとを決める取組を行いました。

今後ですけれども、三中といたしましては、今、生徒会が新しく2年生が中心になって新生徒会になりましたので、この話し合いをもとに、三中としての新しいSNSのルールづくりに取り組んでいく予定でございます。以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

続きまして、桃園第二小学校からご報告をお願いいたします。

桃園第二小学校校長

桃園第二小学校校長の柳沢でございます。桃園第二小学校では、中野区教育委員会の児童向けの調査を受けまして、携帯電話・スマートフォンを児童に与えている保護者の側に向けて調査を行いました。それを今後の指導に役立てていきたいということで調査を行いましたので、調査結果、それから本校の取組につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、スクリーンをごらんくださいませ。

本校の児童の携帯電話・スマートフォンの所持状況と指導の実態ということですが、

ねらいといたしましては、先に行われました教育委員会の調査に加え、本校の実態に基づいて情報教育の指導に生かすということで調べさせていただきました。

調査方法ですが、アンケート形式で保護者による無記名、また、学年・性別のみの記入という形にさせていただきました。短期間にもかかわらず、85%の回答率を得ることができました。

調査結果でございます。「お子さんに本人専用の携帯電話、スマートフォンを持たせていますか」は、「はい」が49%、「いいえ」が51%、ほぼ半分という形になっています。

学年別に見させていただきますと、やはり低学年よりも高学年のほうが所持率は高くなっていきますが、しかしながら、1年生におきましても既に2割、3、4年生におきましては4割程度は携帯電話、スマートフォンを所持しているという状況が見えてきております。

では、「お子さんに携帯電話、スマートフォンを持たせている理由はどのようなことですか

か」ということを問わせていただきました。大きく四つの理由になってきます。災害時や事故などでの緊急時に連絡をとるため、子どもがどこにいるかを把握するため、塾などの習い事など外出時に連絡をとるため、防犯グッズとして、この四つが携帯電話、スマートフォンを所持させている大きな理由となっています。

では、「使用する上でのルールを決めていますか」というのは、こちらは先ほどの教育委員会の調査とほぼ同じように、「決めている」が68%、7割程度になっています。

「使用する上でのルールを決めていますか」の学年別の状況でございます。青が「はい」で「いいえ」が赤でございますが、やはり高学年になってくるとルールをよく決めているという状況ではありますが、ただ、やはり赤の「決めていない」という子どもたちも中学年はかなり多くなっている状況でございます。

では、「決めている場合、どのようなルールを決めていますか」ということです。例えば、使用できる時間を制限している。夜9時までで、夜9時以降は使用しないなどの制限でございます。また、食事中は使用を禁止している、フィルタリング契約を行っている、有料サイトの使用を禁止している、周りの人に配慮して使用する。例えば公共交通機関内では使用しない等のルールを家庭のほうで決めているということです。

あと、細かいルール等を決めています。こちらのほうはまた後ほど資料をごらんください。

本校における情報教育の実態をお話しさせていただきます。

本校におきましては、まず、コンピュータ技能といたしまして、指導目標を定め、各学年において取り組んでおります。年度当初に各教科・総合的な学習の時間の年間指導計画の中からコンピュータを使用するものを選び、目標の達成を目指しています。また、1、2年生におきましては、特に触れる、体験するなどの活動を主に取り組んでいる状況でございます。

情報モラルにつきましては、情報の権利、安全への配慮、情報を適切に管理し、利用するの3観点から、こちらでも低学年から中学年、高学年と計画的に指導しております。

道徳であるとか、例えば特別活動の学級活動、総合的な学習の時間、各教科等の指導と絡めながら、学校生活全般でそういった目標を達成するようにしております。また、年度当初、保護者会で情報モラルの指導計画を配布させていただいております。そういった中で、ご家庭における協力をお願いするということでございます。

指導事業として、今年行われたセーフティー教室のことについてお話をさせていただきます。

ます。

ねらいといたしましては、保護者、地域、学校が防犯について具体的な解決方法を共通理解し、連携を更に深めるということで、全学年で取り組みました。日時は、5月の第2土曜日の学校公開日でございます。

中身につきましては、NTT東日本の方をお呼びいたしまして、低学年、高学年ともインターネット上のコミュニケーションにおける基本的な姿勢等につきましてお話をいただきながら、子どもたちと意見交換を行いました。

課題といたしましては、やはり指導を行っている中で、児童自体は頭の中では個人情報に関する知識は既に入っているのですけれども、では、実際、ネット上での個人情報についてはどうなのかという、意外と意識が低い子どもたちが多いということもあります。

また、使用に関するルールを決めていない家庭であるとか、保護者が不在のため携帯電話を持たせている家庭などが多いことから、実際、児童が携帯電話で何をしているかということを学校が十分把握し切れていないという状況もあります。

また、こちらは高学年の保護者からのお声なのですけれども、中学校に向かうとやはり携帯電話の使用率が高くなっていく中で、実際にキッズケータイからスマートフォン、多機能携帯等についてどのような形で変換をしていったらいいのか悩んでいるというような声も聞かれました。

本校の実態は以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

田辺教育長

第三中学校、桃園第二小学校の先生方、ありがとうございました。

ただいま携帯電話等の利用状況に関する調査結果、学校での取組などについてのご説明がございましたが、初めに、ご質問がございましたらお願いをいたします。ご意見でも結構です。

小林委員

今、桃園第二小学校の校長先生からの発表の中に、課題として、中学校に入ると部活動の連絡にLINEが使用されることがあるというものがあつたのですが、この点について実態はどんな状況なのかを齊藤校長先生にちょっと教えていただけるとありがたいと思います。

第三中学校校長

実態は、その件については詳しく調査をしたことはございませんが、実際に部活動では

雨天で試合や大会が中止となる屋外のスポーツなどもございますので、緊急連絡網などを電話で使っております。ただ、そのときに携帯電話を載せているご家庭もありまして、そうすると、今、携帯電話番号を登録するとLINE等にも自動的に登録されたりしていて、直接電話するよりもLINE等で送ったほうが簡単に済むので、生徒のほうでそういうツールを使ったりしているようなことがあるのではないかなと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

確認なんですけれども、このアンケートを取るに当たって、これは全て無記名でのアンケート調査になっていますか。

指導室長

区の調査に関しましては無記名でございます。

渡邊委員

各中学校、小学校のほうではいかがでしょう。

第三中学校校長

無記名でございます。

桃園第二小学校校長

無記名です。

田中委員

三中のほうから生徒たちが独自のルールをつくったという活動の報告をいただいたのですけれども、その生徒たちが自ら考えた独自のルールというのは、具体的には大きな柱になっている部分はどの辺りだったのでしょうか。

第三中学校校長

モラルとマナーという視点だと思いますけれども、他人に迷惑をかけない、そういうところが話合いの根底にあったのかなというふうに思います。

渡邊委員

この調査の中ではありませんけれども、学校に持ってきているとか、そういったことについては、例えば携帯電話、スマートフォンだと持ってこなくてもいいけれども、辞書とか手帳のような形になっているようなケースもありますので、そういう学校への持込みということについてはどうなっていますでしょうか。

第三中学校校長

第三中学校の場合は、通信機器は学校に持込みを禁止しております。電子辞書を持ってきている生徒はおります。ただ、三中の場合は帰国生が30名強在学しておりますので、学区外から公共交通機関を利用して通学している生徒たちが何名もいますので、その子たちについては許可書を提出して許可するようにしております。朝登校したときに職員室に来て、携帯電話とお財布などを袋に入れて担任に預けて、帰るときに返してもらって下校するという形になっております。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

先ほど指導室長からの説明で、12ページに、何かトラブルが起きた場合、問7-2で「その時、誰に相談しましたか」というものが出ているのですが、小学校の場合には大体学校の先生に相談するというのが1桁、そして、中学校の場合も大体2桁に乗ったところということです。これが低くて、一概に見解を語ることは難しいと思いますけれども、いずれにしても今後、情報モラル教育をしっかりと位置付けて中身を充実させていく必要があると思います。

現状で、区としての教員に対する情報教育にかかわる研修はどんな形で行われているかということについて教えていただければと思います。

指導室長

研修につきましては、夏期にICTの研修を実施しております、そのときに情報モラルにつきましても実施しているところでございます。また、このようにトラブルに巻き込まれるという案件につきましては、生活指導主任会で取り上げておりまして、関係機関、特に警察ですけれども、警察から近々の情報などを提供していただいて、学校での危機管理に生かす、そういう視点で進めているところでございます。

渡邊委員

教科書の選定のときに、情報教育というのは中学校のところにはあったんですけれども、小学校のときには、情報モラルの教育については教科書の中に書き込みがなかったように思いましたが、小学校において情報モラルの教育というのはどういう形でやられているのでしょうか。

指導室長

まず、教育委員会といたしましては、教育課程の中に情報モラル教育を位置付けるようにということで学校に話をしております。今、桃園第二小学校からの報告がありましたように、各校で情報リテラシー、情報モラルについて実情に合わせて取り組んでいるというのが現状でございます。

渡邊委員

低学年、中学年、高学年という形で、どの時期にどれぐらい時間を割いているかということが重要になるのではないかなとは思っておりますけれども、この実態等はいかがでしょうか。

指導室長

現状といたしましては、情報モラル教育について、今お話があったように、セーフティー教室等で外部講師を依頼して指導するケースがとても多くございます。その場合には、やはり高学年が対象というのが実態としてあるかと思えます。低学年から高学年にかけてということについては、やはりパソコンを使う、インターネットを使うに当たっての注意事項と絡めて、実情に応じて指導している、そのような形が実態というふうに捉えてございます。

田中委員

話が戻りますけれども、これだけの生徒が実際にスマートフォン等を持っていて、学校から離れたときには恐らく相当の時間肌身離さず持って使っているような状態の中で、学校にいるときだけだめだというふうな規制の仕方が子どもたちにとって本当にいいのか。将来、多分それなしには、子どもたちは社会の中でいろんな活動がしにくい部分も出てくるのだらうと思うので、そうすると、今、先生方が報告していただいたような、うまく利用する、安全に利用するといった部分の教育をもっと広げていってというようなことも考えられると思いますが、現場としてはそういった部分はいかがでしょうか。

第三中学校校長

今の田中委員のご質問でございますが、これは私個人の考えですけれども、家庭に帰ると実際にスマホなどをずっといじっていて、そういうことで相談を受けている教員もございます。

ただ、学校に来たときは教育活動を行う場ですので、そこは切り離すために持込みはしないという方針は私はそのまま貫いていこうかなと思うのです。ただ、このような情報化社会の中におりますので、切っても切り離せない機器でございますので、その使い方

については指導していく。学校で使わないとしても、指導していく必要はあるのではないかなということで取り組ませていただいております。

渡邊委員

今回の情報モラルとか、通信機器の使い方とか、トラブルということについて、私も講演会に参加してきて、その中で重要なことが盛り込まれていました。学校でも、専門家や関連企業からの外部講師による指導があるということですが、基本的には使ってはいけないではなくて、それをいかに安全に使うか。最後の結論は全部そこに行っている。

ですから、こうやってうまく使えますとか、フィルターをかけておけばうまく使えますとか、ゲームなどでは無料で使えますと言うのですけれども、人間の心理を突いて有料にいくようになっているそうです。

ある意味では、うまく使っていきましょうというのは正しいようなのですが、やはり危険性もあります。

学校の教育においては、通信機器の関連企業だけではなくて、児童心理の専門家とか、何かトラブルが起きて、その消費者対策の関係者とか、様々な意見を十分に聴取してほしいと思います。

家庭でのルールについても、今日出てきた言葉すべてをちゃんと説明できるならば使わせてもいいけれども、その言葉を全部理解できない保護者がルールをつくるのは難しいという意見もあります。

つまり、我々でなかなか手が出せないところにどうやってルールをつくるかというのは非常に難しいなと思っていたので、ぜひ学校の現場でも、講師の対象というのも十分検討して、いろいろなところからの情報を得るようにしていただきたいなと思っています。

田辺教育長

ありがとうございました。

そのほか、ご質問等ございますか。

田中委員

質問というか、一つ情報提供ですけれども、先日、総務省が就学前の子どもたちのスマートフォンの利用状況を調査して7月に発表していますけれども、1歳で16%、2歳児で30%の子どもたちが家でスマートフォンなどを使って遊んでいるということが報告されています。そういうことを考えると、恐らく何年かたつと、今回の調査についても低学年の利用率が上がってくるのではないかと思うので、保護者への周知あるいは啓発ということも、

就学前の段階から少し考えていくことも大事なのかなというふうに感じています。

田辺教育長

ありがとうございます。

以前、小学校PTA連合会と中学校PTA連合会の役員の方々とお話したときに、先ほどの桃二小のアンケートにもありましたように、やはり携帯電話やスマートフォンを防犯とか、災害とか、事故に遭った時のための連絡のツールとして持たせているというご意見が非常に多いです。そういう意味で、持たせていれば安全だというふうに保護者の方は思って、それで済ませてしまうというようなご意見も結構いただきましたけれども、学校として、保護者の方々に対する啓発とか、そういうことはどのようにされているのでしょうか。もしありましたらお願いいたします。

桃園第二小学校校長

保護者については、保護者会などで具体的な事例を出してご説明をします。特に高学年中心にはなりますけれども。それから、何かそういう情報を得たとき、緊急のときには生活指導のほうから学校情報配信システムによるメールで、こういう事件がありましたというようなことですか、あとは学校だよりなどを通じて、こういう事例には注意をさせていただきたいということをお知らせします。あと、道徳授業地区公開講座で正しいことをきちんとしていくというようなことも子どもたちの一つの教育の中で、そういうところに題材としてこういった携帯、スマートフォン、またはインターネットなどを用いて子どもたちがどう判断していくかという資料を通して、保護者や地域の方に見ていただくといったようなことで、ストレートにお話をするときと、教育活動の中でこういうふうに学校では教育をしておりますということで啓発していくという、そういった2本立ての形で保護者の啓発を進めております。

田辺教育長

ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますか。

小林委員

質問というよりも、ちょっと情報提供というか、私が考えていることをお話しさせていただきますと、私は今本務校で大学生と接しているのですがけれども、大学生の場合ですと、やはり小学生、中学生と大分違って、自分の意思でいろいろその取扱いが違ってくるのですけれども、私は毎回授業で「スマートフォンは切りなさい。見てはいけません」と繰り返

返し言わない日はない状況ですね。しかしながら、大学の教員によってはスマートフォンを使って授業をするという教員も、ごく一部ですけれども、おります。

それから、特にスマートフォンは充電をしなければならないので、平気で壁のコンセントで充電しているわけですね。「これはいわば公共のものなのだから」と言って注意をしますが。ただ、ある大学に行きますと、もうそれぞれの机にコンセントがあるわけですね。ですから、使わないまでも当たり前のように授業中充電をしています。ですから、いろいろ状況は違ってきますし、まさに今、各委員がおっしゃったように、いわば諸刃の剣ですよ。ですから、小学生、中学生の場合にはまだまだ使い方という点では極めて一面的に陥ってしまうことはあると思います。特に危惧されるのは、いじめの問題とのかかわりもかなり大きなものがあると思いますね。

この中で、他人の悪口を書き込んだり、送ったりするということが、中学生ですと大体十数%いるわけですね。ただ、これはスマートフォンに限らず、もちろんゼロにするように努力はするわけですけれども、必ずこういったものは出てくる。逆に言うと、全体の中でそれがどういうことなのかということや指導し続けていく必要もあるし、もう一つは、小学生、中学生ですから、保護者とのかかわりがあります。これは今話が出た、今後どのように家庭や保護者に啓発していくか。

それから、先ほど私が最初に質問した教員についてですね。教員自体がそれに対してどこまで指導を踏み込んでできるかということなのですが、いずれもパーフェクトは目指せないと思うわけですね。ですから、1年間の教育課程を通して様々な取組をしていく必要があるのかなというふうに感じました。

ただ、決してこれを罪悪視するのではなくて、どのように有効に活用できるかという部分も合わせて進めていって、いわゆる情報教育プラス情報モラル教育を進めていくことは大事かなということや、今いろいろお話を伺って痛感いたしました。以上です。

渡邊委員

情報提供ということでは、聞いてきたお話になるのですけれども、小・中学生では、スマホを扱っている時間と成績は比例していくのだそうです。おもしろい表が出されていて、勉強しないけれども、スマホをやらない人のほうが、勉強しているけれども、スマホをやっている人よりも成績はいいそうです。

これは不思議な現象らしいのですけれども、基本的に集中力その他等のいろいろな問題があるようで、勉強していても、スマホをやると勉強していない子よりも成績が落ちてし

まうという統計があります。ですから、やはり使い方というのはすごく考えなきゃいけないなど。そういった情報を聞くと、皆さんの中でもちょっと変わるのではないかなと思って情報提供させていただきました。

田辺教育長

それでは、会議の途中ですけれども、一旦ここで傍聴者の方々に、今の報告や協議を踏まえてご意見をいただければと思います。

定例会を休憩いたします。

午前 11 時 05 分休憩

午前 11 時 14 分再開

<定例会再開>

田辺教育長

定例会を再開いたします。

引き続き、各委員からご質問やご発言がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、今日は傍聴の方もご発言いただきましてありがとうございます。情報モラルを知ることはとても大事なことですし、ご発言にもありましたように、情報セキュリティ等についても私たちは皆さんに正しい知識を持っていただく努力をしていかなければいけないと思っています。また、学校と地域と保護者の方々が連携して、子どもたちを守っていくためにどのような対応が必要かということも引き続き一緒に考えさせていただきたいと思っております。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

<報告事項>

<教育長、委員活動報告>

田辺教育長

それでは、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当） それでは、一括してご報告をさせていただきます。

10月16日、緑野中学校訪問ということで、増田委員が出席をされました。

10月24日、第53回中野区立小中学校特別支援学級連合運動会に、田辺教育長、渡邊委

員が出席されました。

10月28日、第59回中野区立小学校連合運動会に、田辺教育長、増田委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

渡邊委員

24日の土曜日の日に、中野区立小中学校特別支援学級の連合運動会に、少しですけれども、視察に行つてまいりました。最後のほうだったので、組体操とリレーという形で、組体操もかなり高度なテクニックまでやって、会場は非常に盛り上がっておりました。ただ、中学生ぐらいになるととても足が速いので、体育館の中でリレーはちょっとつらいかなというような感じはありましたけれども、大きなけがをするようなこともなく、無事終了して、とてもいい会だったと思ひました。

それと、先ほど少し話しましたが、中野区医師会が主催した区民公開講座の「スマホ社会の落とし穴」ということで、小児科医の内海裕美先生が講演された講演会を聞いてきました。内海先生は日本の各地で講演されて、とても高名な先生ですけれども、やはりいろいろな面で警鐘を鳴らしておりました。

先ほどスマホと携帯は違うのではないかということ、確かにそのことをちゃんと理解して使わないといけないというようなお話もありましたし、また、傍聴者発言の中にあつた、子育ての中にスマホを取り入れていると。スマホやタブレットとか、そういうものを与えて、子どもたちがそれをやっているのは、感覚的に人間の本能に直結しているらしくて、それをやるとずっと時間をつぶしていられるというようなお話もありました。それが果たして今後どういふ影響を子どもたちに与えるかというのは計り知れないというような警鐘も鳴らしておりました。

ですから、今の時代にいろいろなところに落とし穴があるのではという話で、自分自身もこのままやっていると全部自分の情報も取られてしまうんじゃないかという感じで怖くなりました。ぜひまた機会があつたら、皆さんも聞いていただけるといいなと思ひております。以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

そのほかにご報告事項はございますか。

田中委員。

田中委員

今、渡邊委員がおっしゃった医師会主催の「スマホ社会の落とし穴」、私も参加してきましたけれども、内海先生の、子どもたちを守るという大変熱い気持ちが伝わってくるすばらしい講演会で、皆さんにお伝えしたいことがいっぱいあるのですが、一つ私の非常に印象に残った言葉だけちょっとメモしてきました。「乳児には肌を離さないで、幼児には手を離さないで、小学生には目を離さないで、思春期の子どもには心を離さないで」という、これをぜひ保護者の方々に伝えたいということをおっしゃっていたんですけども、本当にそのとおりでないと強く感じました。これもまた何か機会がくれたらいいなと思いました。

それからもう一つ、これは生涯教育の分野なんですけれども、青森市と中野区の交流事業で棟方志功の特別展が中野で開かれていました。この方は大和町に昔住んでいらっしやったということで、大変すばらしい特別展でした。中野に関連のある、本当に超一流の方の本物の美術に直接触れるというのは非常にいい機会だなと思いました。今回、規模も小さかったですし、多分、小・中学生は行く機会がなかったのかなと思いますけれども、こういうものにぜひ触れる機会があるといいなと思いました。

あともう1点、昨日、今話題になっていますけれども、LGBTの「すべての人々が暮らしやすい中野区をめざして」というシンポジウムがありまして、田辺教育長もシンポジストとして発言されていました。このLGBTというのは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、いわゆるセクシュアル・マイノリティの人たちのシンポジウムで、150人以上の方がいらっしやって、すごい関心の高さでした。

正確な統計ではないそうですが、人口の5%ぐらいはセクシュアル・マイノリティの方がいらっしやると。中野の人口は約30万ですから、1万5,000人ぐらいそういう方がいらっしやると。ですから、やはり地域の中で、この人たちが自分はこのことだと不思議に思うのは小学校の高学年ぐらいからだということをお話されていたので、教育の現場でもこれからいろいろ話し合っていかなくてはいけない課題なのかなと強く感じました。教育長も強く受けとめますという発言をされていました。

田辺教育長

田中委員がお話ししてくださったとおり、昨日LGBTのネットワークにじいろと中野区の共催のシンポジウムがありましたので、パネリストとして参加いたしました。

私に声がかかったのは、今年の春に文部科学省から性的マイノリティの子どもたちに対してきちんとした配慮をするようにという通知がありましたし、東京都のほうでも秋に人権の指導指針というのが出まして、そこにもきちんと性同一性障害の人たちへの対応ということが位置付けられて、それに基づいて様々な啓発や指導をするようにという方針が出ました。そういうことで、教育のほうでもきちんと位置付けをしてやってほしいという意味でお声がかかったというふうに思っています。

大勢の方々が悩みを抱えながら昨日おいでいただいたわけで、その方たちの思いというのが本当に伝わってきました。特に子どもたちにはこうしたことがいじめの対象になったり、不登校につながったりというようなことになりますので、中野区教育委員会としても文部科学省の方針に従って各学校での指導をお願いしているところですし、特にそうした対象のお子さんがいた場合には、個別にサポートの体制をとるということもやっていきたいという思いでおりますので、お話をさせていただいたところです。まだまだこの問題については様々な形で啓発をしていかなければいけない課題だというふうに思っていました。

それからもう1点、今月の半ばに、来年度から法律改正がなされて、18歳から選挙の投票ができるということで、来年の参議院選挙から、そうしたことが取り組まれるということで、中野中学校での模擬投票がNPOの協力で行われました。

これは、3人の立候補者が来て、公園の予算が750万円あるけれども、これを使って自分はどのような公園にしたいかという提案をして、1人は女性の方ですけれども、親子で楽しめる公園で、グラウンド整備をして、休憩スペースに屋根付きのベンチやテーブルを置きたいという提案。それから、これは若い男性の方で、遊べる公園ということで、サッカー用グラウンドにナイター設備などを置きたい。それから、中年の男性の方で、災害に強い公園で、ソーラーパネル付きの街灯ですとか、災害用トイレとか、食料や水を備蓄したいという提案でした。どれがいいか投票をするということで、実際に選挙管理委員会から投票箱とか、実際に使う投票用紙などを持ってきて投票しました。その投票した結果で、子どもたちはグループに分かれて、どうしてこの人に投票したかというような話合いをしていったということです。

これについては、18歳から選挙権があるということで、教育委員会としても来年度以降、特に中学校において選挙教育といいますか、模擬投票などの取組も力を入れていきたいと

いうことで参加させていただきました。子どもたちにとっては、真剣に取り組んでいて、いい機会だったなと思っています。私のほうからは以上です。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、事務局報告をさせていただきます。

事務局報告の1番目、「第三中学校・第十中学校統合新校改築にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「第三中学校・第十中学校統合新校改築にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託について」、報告をさせていただきます。

資料をごらんください。

第三中学校・第十中学校の統合新校の改築につきましては、校舎や屋内運動場などの学校施設だけではなく、この立地条件、敷地の有効活用を踏まえまして、下記のとおり基本構想・基本計画策定支援業務委託契約の手続を進めてまいります。

一つ目としまして、導入を予定している機能ですが、図書館機能、教育センター機能、子ども家庭支援センター機能です。

それから、今後のスケジュールでございますけれども、予定としまして、平成28年7月、基本構想・基本計画策定、平成28・29年度で基本設計・実施設計策定、そして、平成30年4月1日には学校統合、現在の第三中学校の位置で統合新校を開校いたします。そして、平成30・31年度で改築工事、平成32年度竣工ということで、新校舎へ移転いたします。これは現在の第十中学校の位置でございます。

簡単ですが、以上、報告です。

田辺教育長

各委員からご発言、ご質問等ありましたらお願いいたします。

小林委員

今の報告のあった中で、学校の施設とともに図書館の機能であるとか、様々な機能が入るということに関して、従来、学校の施設にそういった学校以外のものを入れるということに関してはかなり慎重な考え方があったと思いますが、本区でも例えば学童保育であるとか、様々な施設を入れることによって、子どもたちに対して有効な、プラスの教育的な効果が認められるというような考え方が主流になってきていると思います。

私は、こういったものは大いに推進していくべきだと思いますので、今後更にこういったものを充実させるように、併せて学校教育の充実が図れるような、学校としても使い勝手のいい、そういう設計をしていただきたいなという思いを持っております。一応そういう感想を申し述べさせていただきます。

田辺教育長

ありがとうございます。

そのほか、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、そのほかにも報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

最後に、事務局から次回の開催についての報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、次回の教育委員会定例会でございますが、11月20日金曜日、午前10時から、区役所5階の教育委員会室で開催する予定でございます。以上でございます。

田辺教育長

以上で報告事項は終了いたしました。

これから桃園第二小学校の授業視察を行いますので、傍聴の方につきましては、ここでご退室をお願いいたします。

それでは、定例会を休憩します。

午前11時30分休憩

午後2時30分再開

田辺教育長

定例会を再開します。桃園第二小学校の授業視察、お疲れ様でした。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第27回定例会を閉じます。

午後2時30分閉会